

議員提出議案第15号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年12月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	前	田	智	章
賛成者	同	新	藤	登	子
	同	青	亀	壽	宏
	同	手	嶋	正	巳
	同	高	塚		勝
	同	大	平	高	志

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

提案理由説明

琴浦町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正理由

この度、常任委員会の任期満了に伴い、各常任委員会の名称、委員の定数及び所管等の改正を行うものであります。

2 条例案の概要

第2条第1号「総務常任委員会」の名称を「総務産業常任委員会」とし、所管に「農林水産課」「建設環境課」「農業委員会事務局」を追加し、定数を11人から8人に改め、第2号「教育民生常任委員会」の定数11人を8人に改め、第3号「農林建設常任委員会」を削除し、「第4号広報常任委員会」を「第3号議会広報常任委員会」と名称を改め、1号繰り上げる改正を行う。

3 施行期日

令和2年2月20日から施行する。

令和元年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1章 通則 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務産業常任委員会 8人</u> 総務課・企画政策課・商工観光課・<u>税務課・農林水産課・建設環境課・農業委員会事務局・出納室に関する事項</u>及び他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 <u>8人</u> 子育て応援課・福祉あんしん課・すこやか健康課・教育委員会事務局に関する事項</p> <p>(3) <u>議会広報常任委員会 6人</u> 議会広報の実施に関する事項</p>	<p>第1章 通則 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務常任委員会 11人</u> 総務課・企画政策課・商工観光課・<u>税務課・出納室に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項</u></p> <p>(2) 教育民生常任委員会 <u>11人</u> 子育て応援課・福祉あんしん課・すこやか健康課・教育委員会事務局に関する事項</p> <p>(3) <u>農林建設常任委員会 10人</u> <u>農林水産課・建設環境課・農業委員会事務局に関する事項</u></p> <p>(4) <u>広報常任委員会 6人</u> 議会広報の実施に関する事項</p>

附 則

この条例は、令和2年2月20日から施行する。